

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務（以下「受託業務」という。）の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（定義）

第2 この個人情報取扱特記事項において、「個人情報」とは、法第2条第1項に定める個人情報をいう。

（安全管理措置）

第3 受託者は、受託業務の実施に当たり取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な保護及び管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（従事者への周知）

第4 受託者は、受託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。また、受託者は、従事者に対し、受託業務に係る個人情報の漏えい等に関しては、法に基づき刑罰が科せられる場合もあることを周知させなければならない。

（収集の制限）

第5 受託者は、受託業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該受託業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び第三者提供の禁止）

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務において知り得た個人情報を当該受託業務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、受託業務を実施するために委託者から提供された個人情報複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の特定等)

第8 受託者は、受託業務を実施するために委託者から提供された個人情報については、委託者が指定した場所又は受託者が管理し、かつ、安全管理措置が講じられた作業場所において取り扱うものとし、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、当該作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の制限)

第9 受託者は、原則として受託業務を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により当該受託業務の一部の再委託(再々委託以降の委託を含む。以下同じ。)をする必要があるときは、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。この場合において、受託者は、自らの責任において再委託の相手方にこの個人情報取扱特記事項の内容を遵守させなければならない。

(遵守状況に係る調査等への協力)

第10 受託者は、受託業務を実施するに当たり、委託者がこの個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について報告を求めた場合は、これに誠実に応じなければならない。

2 受託者は、この個人情報取扱特記事項の各項目の遵守状況について、委託者から、受託者の施設への立ち入り又は受託者の従事者(再委託の相手方の従業員を含む。)からの聞き取り等の方法による調査への協力を求められた場合は、受託者の業務に支障が生じない範囲内においてこれを承諾しなければならない。

(契約完了後の資料等の取扱い)

第11 受託者は、受託業務を実施するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が完了し、又は解除されたときは、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は委託者が指示する方法により確実に廃棄若しくは抹消するものとする。ただし、別に委託者の指示がある場合は、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第 1 2 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 1 3 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。